

平成15年第7回教育委員会記録

平成15年4月23日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年4月23日(水) 午後2時00分～午後4時00分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 学校運営課長 佐野 宗昭
学務課長 大藤 健一郎 施設課長・田 順之
指導室長 松岡 敬明 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 1 名

会議に付した事件

(議案)

議案第39号 杉並区社会教育委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 国際理解・帰国児童生徒教育センター事業「素養保持教室」の拡充について
- (2) 平成15年度児童・生徒数・学級数調査(15.4.7.現在)
- (3) 平成15年度各課の課題について

目 次

会議録署名委員の指名	3
議案審議	
議案第39号 杉並区社会教育委員の委嘱について	3
報告事項	
(1) 国際理解・帰国児童生徒教育センター事業	
「素養保持教室」の拡充について	5
(2) 平成15年度児童・生徒数・学級数調査（15.4.7.現在）	7
(3) 平成15年度各課の課題について	9

委員長 ただいまから第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程は議案が1件、報告事項が3件となっています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

初めに日程第1議案第39号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程し、審議させていただきます。

社会教育スポーツ課長 それでは議案39号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を説明いたします。今回この議案の提案理由については、社会教育委員の任期が今年4月24日で切れることに伴って、新たに委嘱する必要があるためです。

2枚後ろに、第8期杉並区社会教育委員の一覧表の名簿があります。社会教育委員については条例で定数9人以内、任期2年となっています。9名のうち「学校教育関係者」が2名、「社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う区民のうち公募による者」が4名、「学識経験者」が3名ということで規定しています。

このうち学校教育関係者については、校長会の推薦によって、小・中学校の校長の代表として推薦していただいたのが、富士見丘小学校の宮絢子校長です。高校のほうについては、都立永福高等学校の内田和博校長です。公募の4名についてはすでに規則、基準について当教育委員会で改正したところです。一次選考を2月12日から2月28日に募集し32名の応募がありましたが、3月7日までに選考を行って13名に絞り込みました。第2次選考は、選考委員による面接ということで、13名を面接して今回4名に絞り込んで内定をしています。

まず、石井功樹さんですが、お手元に詳しい履歴があります。この方は長年教員として携わって、中学校の校長を経験されています。その後、専門が体育ということですので、スポーツ関係、体育の指導員の仕事をされて、現在は世田谷で新BOP、放課後の遊び場ですが、その事務局長をやっておられる方です。

次の小杉とし子さんですが、この履歴書の中ではわからない部分がありますが、母親のグループの中でクラブをつくって、そこで子育ての情報ということで、幼稚園ガイドおよび小学校ガイドの作成を情報紙の形で行っている「プランニング∞遊」というグループをつくって活躍されている方です。

3番目の三宅晴久さんについては、地域で野球を通して中学生、高校生の健全育成といった形で、地域で子どもたちを指導、育成しているという方です。

次の玉利明義さんについては、仕事は「少年少女組織を育てる全国センター」と書いていますが、これはNPO法人で、「全国の子どもの組織を支援する中央の組織」に勤めている方です。杉

並において、子どもたちのキャンプ、サマースクールといったものを実施しているということです。杉並区においても「地域子育てネットワーク」をはじめ、さまざまな子どもたちに関する研修会の講師等をなさっている方です。

学識経験者については、小林繁先生は明治大学教授、松尾哲矢先生は立教大学教授、香月浩之先生は帝京大学の非常勤講師ということで、この3名については継続ということをお願いしています。私からの説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 ご質問、ご意見はございますか。

教育長 公募委員は今回が初めてですね。

社会教育スポーツ課長 そうです。

教育長 機会があれば現教育委員と社会教育委員の皆様と、お話をするような機会ができればいいのかと思っているのですがいかがでしょうか。

社会教育スポーツ課長 社会教育委員というのは顔が見えにくいということもありますし、今回区民のいろいろな声を反映させるということで公募にした関係がありますので、そういう機会があればぜひお願いしたいと思います。

教育長 委員長、そういうことでもし機会ができるようでしたら、設けたらどうかと思っております。

委員長 そうですね。スケジュールを検討してみたいと思います。

宮坂委員 公募選考は履歴書を出してもらいますよね。履歴書の書き方は、ごく簡単で何をやってきたのかよくわからない人もいれば、きちんと書かれている人もいて、基準というのは特になのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 一般的な履歴書ですので、普通であれば一般の履歴書の記載例のとおり職歴等がわかるように書いていただくのですが、特に指示は出していません。

宮坂委員 以前にどのような仕事をしていたのが、よくわからなくてもいいということですか。

社会教育スポーツ課長 履歴書については形式的になってしまうのですが、採用に際して新たに書いていただいたということなのですが、応募の際にどのようなことをやってきたかという、職歴、活動歴を含めた詳しいものを別に出していただいています。

事務局次長 選考にあたっては、履歴書に限らず小論文を出していただいて判断しております。

宮坂委員 その辺をきちんと把握していればいいと思います。

委員長 任期は2年ということですね。

社会教育スポーツ課長 はいそうです。

委員長 他にございませんか。

では、議案第39号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第39号につきましては、原案どおり可決させていただきます。
日程第2の報告事項に入ります。

第1に「国際理解・帰国児童生徒教育センター事業『素養保持教室』の拡充について」、次長のほうからお願いいたします。

事務局次長 庶務課長は不在でございますので、私のほうから、庶務課の所管の報告をさせていただきます。

国際理解・帰国児童生徒教育センター事業「素養保持教室」ということですが、変更点についてご説明いたします。現在対象者を「区立学校に在籍する子どもだけ」としていたものを、「杉並区内に在住する」という文言にして拡大することです。変更理由のところに書いてありますが、私立や国立の保護者から要望があったので、今回拡大をするということ。それに伴ってクラス編制ですが、これはジュニアクラスの子どもたちが多くということで、ここを2クラスに変更するというです。実際に今年「広報すぎなみ」に載せて、範囲を拡大して公募を受けたわけですが、結果をいちばん下には書いています。区立がそこに書いている人数、国立・私立が新たに計6名の方が加わって、いままで以上に人数が増加になったということ。す。

なお、大体25名くらいという応募の枠でしたが、結果的には応募した方全員を登録することにしました。以上です。

委員長 ご質問等はございますか。

大蔵委員 中学校2年生までになっているのは、3年生は受験をするからということで外したのですか。

事務局次長 そうですね、この事業そのものは帰国した方が忘れないためのフォローの事業です。で、いままでもそうなっていました。

安本委員 これは言葉だけですか。言語等の素養保持についてというのは。

事務局次長 言語はすべてで、英語だけではありません。言葉というのはしゃべるだけということですが。

安本委員 そうではなくて「言語等の素養保持について」と書いてあったので他に何かあるのかと。この国際理解・帰国児童生徒素養保持教室の目的は何ですか。

事務局次長 外国に行っても言葉を覚えても、使わないと忘れてしまいます。それを維持していこうというものです。

大蔵委員 これはいつやるのですか。土曜日ですか、日曜日ですか。

事務局次長 普通の日ではなくて、第1、3、5土曜日です。

大蔵委員 場所はどこですか。

事務局次長 杉四小の中に教室があります。

委員長 囑託の先生で、これをいろいろと援助されている方がいらっしゃいますよね。

事務局次長 はい、そうですね。

委員長 そういう方がコーディネーターになってやるのですか。これは補助授業なのですか。随分ごつい名称になっていますが、文科省の補助授業なのですか。

事務局次長 教育課程には入りません。文部科学省の教育課程とは関係ありません。

宮坂委員 とりあえずは英語圏ということですか。

事務局次長 そうですね。

宮坂委員 これはとりあえずですか、将来は。何か理由があって英語圏なのですか。

事務局次長 指導者の関係もあります。

教育長 指導室長、渋谷区でもやっていたのですか。

指導室長 いいえ。こういう形ではやっていません。

教育長 これは自治体の任意ですから、やってもやらなくても構わないのですが。

大蔵委員 出席なども厳しくとるのですか。

事務局次長 登録制で行うので、教育課程の中に入っていないから、来てもいいという程度で、どうしても来なくてはいけないということではありません。

大蔵委員 でも来てもいい、来なくてもいいというのもおかしいですよ。

事務局次長 もちろん来てもいい、来なくてもいいというものですから、出席日数がどうのということはないですね。

宮坂委員 保護者のお金の負担はどうなのですか。

事務局次長 教材費が掛かる場合は、自己負担ということになります。それ以外は掛かりません。

教育長 本来的には帰国子女、つまり日本語が十分でない方に対する教育センターでもありますから、そこに合わせて、せっかく英語を勉強してきてそのまま捨ててしまうのではもったいないということで、それを伸ばそう、継続させようという意味合いです。「素養保持」という言葉がいいかどうかは、用語としては難しい用語だと思うのですが。

安本委員 これを読んだときに、随分長く外国にいて、日本人としての言葉が駄目だからそれを教えましょうという素養なのかと思ったのですが、下のほうを見たら違っていたので、名前の呼び方にもよるのでしょうか。

教育長 工夫の余地はあるかもしれませんね。

安本委員 何か反対に思えてしまいます。日本語を覚えるためのものかと。

教育長 毎年子どもたちの発表会があるのですが、私も長いこと出席しています。中国あり、イタリアあり、イギリスあり、アメリカありなのですが、子どもたちから教わることは多いです。向こうの学校の制度は日本と全然違いますから。聞いていて、ああ、こんなに大変な学校だったのだとか、日本的だとか、日本は遅れているのではないのかとか。子どもたちが私たちに文化を伝えてくれるので、そういう意味では言語だけではなくていろいろな意味で、この子どもたちを通じて日本の教育を見直す何かになるといいと思ったりもしています。

委員長 他にございますか。それではこれについては承ったことにいたします。ありがとうございました。

次に「平成 15 年度児童・生徒数、学級数調査について」、学務課長から報告をお願いいたします。

学務課長 4月7日現在の平成 15 年度の児童・生徒数、学級数調査の結果についてご報告いたします。お手元に A 4 判の一覧表をお配りしていますが、若干この数字だけではわかりにくい部分もあるので、何点か補足説明をしたいと思います。

まず児童総数ですが、小学校、中学校、それぞれ若干減っています。傾向としては横ばいかと思いますが、平成 14 年度と比べて小・中学校の合計人数は、養護学校を除いた数としては 422 人、養護学校を入れた数としては 425 人が減っています。小学校はほとんど 70~80 人くらいの変化なのですが、中学生が昨年度 4 月現在の人数と比べると 340 人くらい減少しています。

学級数ですが、これも児童・生徒数を反映して概ね横ばいですが、平成 14 年度に比べて小学校では 6 学級、中学校では普通学級、身障学級を併せて 4 学級、合計では 10 学級の減になっています。この中で、小学校 2 年生と 6 年生に適用される学級維持制度ですが、今年度については 4 校です。西田小の 6 年、荻窪小の 2 年、高二小の 6 年、新泉小の 2 年、これが学級維持制度という形になっています。

なお、規模の最大、最小等について申し上げますと、最大については浜田山小が 898 人ということです。次が四宮小の 664 名ですので、230 人くらい四宮小に比べても多いです。学級数でも浜田山小が 25 学級ということです。逆に小学校でいちばん小規模なのが永福南小です。昨年では若杉だったと思いますが逆転しています。157 人で 6 学級ということです。中学校は最大が高井戸中の 518 人、14 学級です。最小が和田中の 169 人、6 学級となっています。

100 人台の児童・生徒の学校ですが、先ほど言った永福南小が 157 人、若杉小が 164 人、杉四小が 197 人です。中学校では和田中と高円寺中がそれぞれ 100 人台の児童・生徒数となっています。

続いて単学級ですが、平成 15 年度は 36 が単学級ということで、全学級数の 6.5%が単学級にな

ったということです。資料はお示ししていませんが、経年変化を見ていくと、平成 12 年度は単学級の数が 27、平成 13 年度は 31、平成 14 年度が 33 ということですので、年々単学級の数が増えているということがあります。全部の学年で単学級だというのは永福南小と若杉小です。それぞれ 1 学年 1 学級ということで、6 学級という形になっています。平成 14 年度は若杉小と杉四小でしたが、今年度は杉四小が 1 学年だけ 2 学級になったという状況です。また、単学級のある学校は 12 校あります。これは平成 14 年度と同じ学校に単学級があるということです。

クラスの最少人数ですが、若杉小の 3 年生が 1 クラス 13 人ということです。永福南の 1 年生が 20 人、3 番目に少ないのが若杉小の 1 年生の 23 人です。昨年は希望制度等の資料もお示ししたのですが、現在調査集計中ですので、また後ほど、然るべきときにご報告したいと思います。以上です。

委員長 ご質問等をお願いいたします。

大蔵委員 生徒数のいちばん左に書いてあるのは身障者の数ですか。

学務課長 身障学級にいる児童・生徒数です。

安本委員 「通級数」というのは何を意味しているのでしょうか。

教育長 難聴学級とか、情緒障害学級とか、そういう学級は通級制度を採っていますので、他の学区から通っています。

安本委員 これは人数ですね。

事務局次長 この表には通級の児童数しか載っていないのです。通級学級に通っている児童がどこに入っていて、何人通級しているというのは必要なのですけれどね。

安本委員 南伊豆健康学園は西田小が原籍校になると思うのですが、これは西田小のところで通級とはカウントされずに在籍の中に入っているわけですね。

事務局次長 西田小は在籍になっています。

安本委員 具体的になのですが、杉七小は 30 人がどこかそういう学級に通っていると思えばいいわけですか。

学務課長 杉七小に来ている数です。

大蔵委員 そこにそういう施設があるからそこへ来ているのです。

学務課長 高井戸中の 5 というのは、難聴のものですね。

教育長 例えば中瀬中には情緒障害学級がありますね。

事務局次長 何の学級かというのは書いてないのです。それを書けばよかったのですね。

安本委員 通級というからクラスの数とってしまったのです。

教育長 難聴学級なら、いろいろな地域から難聴学級に通っている児童数ですと。

安本委員 これは外数になるわけですよね、中には入っていると。

事務局次長 どこかの学校に入っているわけです。

大蔵委員 これは区外から来ている人も入っているのですか。例えば中野区だとか。

事務局次長 高井戸中は区外も1名います。基本的には区内です。

大蔵委員 原則は区内ですね。

事務局次長 要望があればということです。

教育長 次回までに通級の資料を揃えて委員に渡してください。

事務局次長 身障学級の種別と人数についてですね。

安本委員 何が入るかとか、そういえば聞いたことはあるというのはわかりますが、はっきりしたのは見たことがないのでいただければ。

学務課長 次回お示しいたします。

教育長 例えば桃一小ですと「きこえの教室」というのですか、難聴学級もありますし、特別な指導ができるということになっています。

安本委員 わかりました、お願いいたします。

委員長 よろしいですか。4月7日現在ということで報告がありました。了承しました。ありがとうございました。

3番目に「平成15年度各課の課題について」ということで、各課順を追って、特に平成15年度について、この辺が特徴的だと思われるものを挙げていただいたほうがわかりやすいので、お願いいたします。

事務局次長 庶務課の課題ということでご説明いたします。全体的に言うと、各課とも課題が大変多くなっていて、細かく説明できないかもしれませんがご説明したいと思います。

まず「教育委員会ホームページの開設」ということで、現在は区のホームページの中で教育委員会のいろいろなものを載せているのですが、それだけではなかなか小回りがきかないということもあって、教育委員会独自でつくっていかうということで準備を進めています。7月を目途にやっていきたいと思っています。

2番目の「教育委員との懇談の充実」ですが、昨年度から委員の方にもお願いをして、少し拡大をしています。今年度はもう少し日程を最初から調整して、計画的に委員の皆様のご意見を聞きながらやっていきたいと思っています。先ほども出ていたように、社会教育委員も代わったのでできるだけ早い時期に、そういった日程も組み込んでいきたいと思っています。これはいずれ具体的な要望等もお聞きしたいと思っています。

3番目は「教育改革アクションプランの見直し」です。昨年度から実施してきて、1年間の実

績を踏まえて、現在この実績の調査をしていてこれから検討を開始して、6月中くらいには見直しの案を作る。もちろん教育委員、一般の区民の方に示して、いろいろな意見を聞きたいと思っています。具体的に、これは予算と連動することもあるので、予算の編成時期の9月、10月くらいまでには、新しい教育改革アクションプランの見直しの案を確定していきたいと思っています。

4番目は「読書活動推進計画」ですが、昨年度から学校の教師も含めて、検討会でいま策定中です。これについても6月中くらいにまとめて、これも区民の皆様、PTAに示していきたいと思っています。

5番目は「教育特区の具体化に向けた検討」です。すでに教育委員会ではご報告したとおり、杉並区が一次提案、二次提案すべて駄目という結果でした。三次提案が6月頭から6月いっぱいというものが示されていて、前回、前々回も教育委員の皆様にご協議していただきましたが、公設民営ということをも基本的なパターンにした、学校のあり方の第三次提案をしていきたいということで、またこれもご相談させていただきたいと思っております。

6番目の「適正規模検討委員会」です。現在すでに4回開催しています。今年度も引き続き検討ですが、目途としては今年中、12月までにはこの検討委員会の報告をとりまとめたいと思っています。

最後は「ISO 14001」ですが、すでにこれは認証取得をしました。これは認証取得をして終わりということではなく、これから具体的な実情をきちんと把握して計画どおりに進んでいるか、実績をチェックしていくことが必要です。そういったことを踏まえて、目標、目的等を検証していく作業を継続して進めていくということです。以上がここに書いてあることです。

その他にも済研と科学館については見直しの検討を進めていて、学校教育を中心とした施設から、社会教育的な活用の拡大を図るということで鋭意検討していて、具体的な方向が出たら報告していきたいと思っております。

もう1点言いますと、五日市にある教職員研修所ですが、監査からも利用率が非常に低くて非効率だという指摘があります。ただ、あそこは用途地域の関係で旅館業ができない状況で、例えば民間の旅館業に移行するというのがなかなか難しく、研修所としての建物を維持しなければいけないという制約があります。いろいろと拡大に努力していくという課題があります。以上です。

学校運営課長 続きまして、学校運営課の課題を申し上げます。

学校運営費標準の改訂作業を進めていくということで、現在の標準は平成2年度に全面改訂されております。それ以来全面的な見直しはされていないので、細かい点で現在の学校の実態に即さなくなっているということがあります。また、運営費自体が何度かにわたる予算上のシー

リングのために、さらに実態に即さなくなっている側面があるので、昨年度に実施した校長の予算執行権限強化の基礎固めを行うこともあるので、運営費標準の見直しを行い、平成16年度予算に反映できるようにしたいと考えています。

続いて「学校徴収金適正取扱いの徹底」ということです。学校運営費標準の改訂と併せて、学校私費会計、給食会計あるいは修学旅行等のいわゆる私費会計に係るチェック体制を整備していきたいと考えています。

3番目の「幼稚園の地域開放」については関係各課と協議を進めて、土曜日を中心とした幼稚園施設の地域開放を行っていききたいと考えています。

4番目は「学校IT化の推進」です。教育用コンピュータの整備・充実を進めて、学校におけるパソコン配備計画と、その活用の方策を検討していくということです。学校の総合的なIT化を進めていききたいと思っています。

5番目は「行革の推進」です。より効率的な学校運営を進めるということで、事務事業の見直しを図ることと併せて、委託化あるいは非常勤化をさらに進めて、職員定数の削減を図っていききたいと思っています。これは勤務条件に絡む話にもなるので、組合と協議を進めながら、さらに学校職員の削減を図っていく所存です。

6番目は「給与の口座振込みの一層の徹底」です。給与支給事務の安全性の確保、また省力化、経費節減のために昨年度の取り組みをさらに進めて、口座振替率の一層の向上を図りたいということです。特に学校の先生方の口座の未加入率が、意外と高いという現状ですから、これについては指導室のと連携を取りながら、加入への取り組みを強化していききたいと思っています。

7番目は「学校安全衛生委員会の設置」です。学校職場の労働安全衛生に係る諸問題の解決を図る目的で、関係各課また職員団体と協議を進めて、学校安全衛生委員会を設置していきます。現在、区全体が安全衛生委員会として、その下部機関として給食調理場部会というのがありますが、その取り扱いについては区長部局と調整を図って、この学校安全衛生委員会の下部機関として取り入れていくという方向で考えています。

8番目は「学齢期の健康づくり対策の策定」です。学齢期の健康づくり対策部会、現在は学校運営課が事務局となって検討しているところです。この報告をとりまとめて、これに基づいて新たな具体策の実施をしていききたいと考えています。特に保健所関係の運動処方というか、子どもたちがより健康になれるような運動を媒介とした健康法なども、保健所の指導をいただきながら具体策として取り入れていききたいと考えています。

最後に「就学時健康診断欠席者健診業務の見直し」ということです。現在、就学時健診は11月に1カ月間かけて、翌年度、全小学校に上がる子どもを対象に行っている事業です。どうしても

保護者の方のご都合などで、指定された日時に受診できない子どもが一定割合で出てきてしまいます。そういった子どもについては、12月にまとめて公会堂で実施している状況ですが、それでも受診できないという子どもがいて、さらにまとめて欠席者健診を行うことが、果たして効率的な健診業務の実施の面から見て適当なのかという側面からも、検討が必要になってきていると思います。保護者また学校の理解を得ながら、平成16年度から新たな方法で実施できないかを検討していきたいと考えています。以上です。

学務課長 続いて、学務課の課題についてご説明いたします。

1番目に「区立学校規模の適正化・適正配置を見据えた指定通学区域の見直し作業」です。児童・生徒数、学級数の今年度の現状については、先ほどご報告したとおりですが、こういった現状の中で区立学校適正規模検討委員会の答申が12月に予定されていると聞いています。こうした検討と平行して、あるいは答申の中身を見据えながら、今年度については適正配置を見据えた指定通学区域見直しに向けた、資料の整理と検討作業を行うことが課題となっています。基本的には平成15年度中に案を作成しながら、平成16年度以降にさまざまな関係者との合意形成を図っていくような取り組みになるのではないかと考えています。

2番目は「高井戸中学校の教室不足への対応」です。これは、ご案内のように平成9年に12学級規模で改築された当校ですが、その後学区域内の住宅建設等により、生徒数及び学級数が改築時の予想を大幅に上回る規模で増大してきたことに対応するというところで、新しい実施計画では、併設の高井戸図書館を移転し教室改修の考え方を打ち出したところですが、しかしその後も区議会、保護者の方、あるいは地域住民の方々から反対の声も寄せられ、現在、対応方針について再検討が求められているという現状です。今年の1月からですが、現在、学校関係者と対策案を協議している最中です。本年6月を目途に一応の対応策をまとめて、関係者等との合意形成を図ってきたいと考えております。

3番目は「移動教室実施内容の充実等」という課題です。平成10年度は、富士・弓ヶ浜の校外施設を民営化し移動教室を実施しました。今年度については菅平学園を廃止という中で、中学校の移動教室も新しい形で実施するということになっています。小学校では昨年、異学年合同などの工夫を行って充実を図ってきたところですが、これらについても、各学校や指導室と連携をとりながら教育効果の一層の充実を進めたい。また中学校は、今年度と平成16年度は菅平高原の民間宿泊施設を使用するスキー教室を行うことになっています。学校からは、実施場所の選定、実施内容、あるいは計画の策定などについて、各学校の裁量範囲を広げてもらいたいという要望も出されています。中学校の移動教室実施方法も、こういった学校の創意が発揮できる方向で見直していくことが今年度の課題となっています。

4番目は「通学路の安全確保」の問題です。安全、安心のまちづくりというのが区政全体の大きな課題ですが、そういった面からも通学路の沿道の安全向上を図るということが、いま緊急に求められていると認識しております。また先ほど出た学区域の見直しの際にも、非常に重要な視点になる中身だと考えております。

そういった点で、今年度の具体的な通学路沿道の安全向上の取り組みとしては、1つは通学路沿道の現状を把握して、安全向上に向けた対応策を検討する。これはもちろん学務課だけで行えるものではなくて、土木などのさまざまな関係部署と連携・調整をしながら進めることが必要だと考えております。既に平成15年度予算でご報告しましたが、今年度はスクールゾーンの表示板の拡充整備が付いているので、早い時期に関係機関と調整しながら整備し、運用改善を図りたいと考えております。

5点目は「南伊豆健康学園の見直し」です。これもご案内のとおりですが、スマートすぎなみ計画においては、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向として、廃止後の活用方法、教育施設としての活用方策を検討した上で、今年度に改めて見直しの方針を定めるという形になっています。この間、検討会を設けて3つぐらいの試案をまとめているところですが、その中で特区との関係で、国等との調整などいろいろな形で取り組んできたわけです。こうした経過を踏まえ、全寮制通常学校構想を中心に、具体化の可能性についてさらに検討を重ねるとともに、次年度の入園募集事務、9月から始まる予定ですが、これまでに見直し方針を決定する。この見直し方針を決める際には、学校関係者、保護者、地元関係者等に十分に説明し、理解を得るように努めたいと考えております。

6点目は「心身障害教育のあり方の検討」です。この間、いろいろな時代の変化に対応した新しい教育施策の再構築と、それに基づく具体的な取り組みが重要な課題となっています。本区においても、障害児童・生徒数の増加や重度重複化が進む中で、さまざまな課題の解決が求められています。国では、今年の3月に特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議という所の検討結果がまとまりまして、また東京都では、今年の5月ごろを目途に検討会の中間報告をまとめるというような報告も聞いております。こういった全体の流れの中で本区においても、あり方検討会でこの検討を精力的に行って、9月を目途に検討結果をまとめる方向でいま努力しているところです。

心身障害学級の2番目は、「介助員制度の検討」です。今年度、身障学級の介助員、あるいは通常学級に通う保護者の負担軽減を図るための通常学級介助員、それから、幼稚園等の介助員などを拡充しましたが、まだまだ実際の現場からの要望に十分に応えられるものにはなっていません。いまの障害のあるお子さんたちが可能なかぎり一般社会の中で教育を受ける権利を行使できる環

境を整えるということは、今日の生涯教育の基本的な流れでもありますし、介助員制度はその重要な施策となりますので、今後も、あり方検討会の検討を踏まえて一定の拡充を進めていきたいと思えます。

同時に、現行の制度をそのまま拡充していくことは、それなりに財政負担を大きくすることにもなりますので、介助員の人数、配置方法の再検討あるいはNPO等との協働の推進が図れないかなどの検討も、併せて行っていく必要があるのではないかと考えております。

8番目は「学校給食民間委託の円滑な推進」です。今年度新規校7校の試食会にご出席いただきまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。アンケート結果はまだ全部の集計は済んでいませんが、これまでに届いた声は概ね好評です。PTAの方々の理解も進んでいるのかなと認識しております。また、委託校においては食器を3点使用するなど、学校給食等の内容の改善という効果も生まれてきているということもはっきりしてきています。今年度にはさらに、平成16年度委託校を選定しながら委託校の拡大と、円滑な実施に努めていきたいと考えております。

最後は「学校給食の内容の充実」です。この数年、給食の多様化や安全衛生管理の徹底等に取り組んできました。今年度については、強化磁器食器を全校に導入してトレイ（給食用個人盆）を今年度と来年度で買い換える予定です。同時にアクションプランに考えております栄養教育、食に関する指導の充実ということで、栄養士を中心に研修を充実させているところです。また、今年は学校給食展示会を開催する年でもありますので、広く給食のPR等に努めていきたいと考えております。

その他の問題として、記載されていませんが、区立幼稚園の運営あるいは私立幼稚園補助制度の見直しなどを含めた、幼児教育施策の再構築というものも学務課の課題となっています。私からは以上です。

施設課長 施設課の今年度の課題を説明いたします。

1点目は「学校配置計画に連動した校舎改築計画の策定」です。杉並区内の小・中学校の校舎55校ほど、約82%が昭和30年から40年代に建築されたものです。やがて築後50年の老朽化の時期を迎えるということになりまして、特に平成22年から33年にその時期が集中しています。そのため、財政面からの改築計画の平準化は大きな課題となっています。

一方、昨年設置された学校適正規模検討委員会では、学校の規模、教育施設の諸条件の課題を検討しております。これらの検討をにらみながら校舎の老朽度合い、その配置、学区の見直し等を検討していきたい、校舎のその内容に沿って改築の計画を定めていきたいと考えております。

2点目は、「高井戸中学校教室不足への対応」ですが、学務課と共管事項で、説明は、先ほど学

務課長が申し上げたので省かせていただきます。

3点目は「余裕教室の有効活用」です。平成15年度は、余裕教室等の活用では子育て支援、障害者福祉施策の活用等の検討を行うことになっています。後ほど工事関係の中で出てきますが、今年度、井草中学校余裕教室の中で、身障学級を整備したいということも課題として挙がっています。

4点目の「工事関係」ですが、高円寺中学校体育館の改築ならびに耐震補強工事があります。本日夜、高円寺中学校において、工事の説明会を開催する予定です。工期は、来年2月20日までです。

の「桃井第二小学校プール改築工事」は、全面的な改築を計画しております。夏休みから翌年3月までに完成させたいと考えております。

は、先ほど説明いたしました。

は「各学校の図書室等へのクーラーの設置」です。扇風機は、平成13、14年度で全普通教室に設置しました。普通教室の冷房化等については考えを持っておりませんが、図書室等にクーラーを設置するということです。工事は6月までに設置し、7月から供与開始の予定です。

は「諸施設整備の要望に対する対応」です。これはいつものとおりですが、トイレ改修、校舎の内装及び外装の改修等、要請は非常に多いです。その中でも、現場を見せていただいて緊急度の高いものから順次やっていきたいというような考え方です。また今年も、かなり夏に集中しますがいろいろな工事が予定されています。

は「校舎等の耐震対策」です。診断は、本年度で大体終わりにしたいと考えております。補強等については、2年後までに一定の目処をつけたいというような形で、現在進んでいるところでは、

は「学校緑化の推進」ですが、今年度は校庭緑化で芝を植えるということで1校を予定しております。屋上緑化の推進として、今年は3校ほど予定しております。現在、今月末までに各学校からご要望をいただいているという内容です。

この他、先ほどの校舎改築にも連動しますが、荻窪小学校の改築に当たってPFIを導入して校舎の改築ができるかどうか、そのような検討を今年からまず庁内で始める、そのようなものも大きな課題となっています。以上です。

指導室長 指導室の今年度の課題についてご説明します。

1点目は「基礎的・基本的な学習内容の定着と学力向上について」です。現行学習指導要領は、昨年度全面実施ということにして、その主たる目的の中に「基礎的・基本的な事項の確実な定着」ということがあります。特に指導方法の改善等という観点から、指導主事の学校訪問による指導、

あるいは各校の校内研修への支援等の方法で、各校の学力向上の徹底を図っていきたいと考えております。

2点目は「教職員研修の推進について」です。教職員の研修体系については、東京都教育委員会で昨年度までであった現職研修というものが、10年経験者研修という内容に変わってきました。それに併せて私どもも、準備を進めてまいります。新たな研修体系ということは、既に3月に各学校に示しております。また初任者研修は、これまでと内容が若干変わってきました。その点についても徹底を図っております。

さらに、キャリアアップ研修という研修が導入されました。これは、平成12年度に導入された人事考課制度との連動を図って、人事考課における自己申告の際にそれぞれの教員が、自分には今後どのような研修が必要なのかという研修プランも、同時に立てさせて申告をさせていくという取り組みです。東京都教育委員会も、数多くの研修講座を開設していますし、本区もキャリアアップ研修ということで講座を持っております。

3点目は「フレッシュ補助教員制度の拡充について」です。昨年度の実績を踏まえて、制度の内容の充実と拡充を図ってまいります。今年度の数値目標としては、概ね全小学校に配置していきたいと考えております。

4点目は「民間講師による授業について」です。これも、昨年度の実績を踏まえて実施校の拡大を図ってまいります。近々希望校の調査、派遣の検討及び実質的な依頼という作業に入っていく予定です。

5点目は「民間人校長による学校経営について」です。本年4月に和田中学校に藤原校長が着任したわけですが、教育課程の実施あるいは人事管理等、教育委員会側と十分に連携を図るとともに、円滑な学校運営が推進できるように、学校の実態把握にも努めて支援をしております。

6点目は「学校のホームページについて」です。昨年度各校にホームページが開設されたわけですが、一部には十分な専門知識及び技術がないがために、情報が欲しい方に十分な情報提供ができていないという現状もあります。この辺の課題を十分に認識して、各校のホームページの内容の充実を図るとともに、教育委員会としても支援体制を強化してまいります。特に具体的には、内容改善のためのリーダー講習会等を企画して、それぞれの学校の担当教員の知識及び技術の向上を図っていきたいと考えております。

7点目は「情報教育の研修について」です。これも昨年度行われていますが、夏期休業中の情報教育研修（インテル支援プログラム）の円滑な運営を図ってまいります。

8点目は「『主幹』の配置拡大について」です。今年度初の職種の主幹職というものが配置されたわけですが、まだ全校配置になっていません。各校と連携して人材の育成を図ってまいりたい

と思います。特に今回、校長会や学校訪問を通じて、特に人材の掘り起こし等を依頼してまいりたいと思います。

9点目は「環境教育の推進」です。これは、キッズISOの円滑な実施に向けて各学校を支援してまいります。

10点目は「学校不適応対策の充実について」です。今年度、小学校へスクールカウンセラーを導入いたしました。スクールカウンセラーは、既に各学校を回りはじめているところですが、この円滑な運営を図っていききたいと考えております。また、スクールカウンセラーがそれぞれの学校において、教育相談の講師となって教員を対象に講演会等を開催するなど、教員の学校不適応児童への意識等の十分な充実を図って対応していききたいと考えております。

11点目は、「学期制の検討について」です。昨年度、既に検討委員会が設置されていますが、今年度も、検討委員会において学期制のあり方について継続して検討してまいります。特に先行事例等の情報も収集しながら本区としてのあり方について検討し、できるだけ早い時期にある程度の結論を得たいと考えております。以上です。

社会教育スポーツ課長 社会教育スポーツ課の課題です。

1点目は「土曜日学校開設推進・充実」です。現在、小学校24校、中学校5校で実施しておりますが、さらに人材の供給や予算執行の改善といったものを図っていく必要があるということです。特に中学校は、諸条件があつてなかなか進んでいないという状況です。1年間続けてきた学校においても、今後の進め方については、いろいろな課題があるということで、実行委員会の連絡協議会と横の連携を図って情報交換等をしながら、プログラムの提供等も考えていくということで進めていきたいと思っております。

2点目は「学校教育コーディネーターの効果的配置と活用」です。これは今年度、庶務課から社会教育スポーツ課に移ってきたものです。今年度はコーディネーターが2人増えて6人ということで、希望のあった学校すべてに配置いたしました。拠点校が6校、推進校が13校ということで、19校にコーディネーターの配置を行っております。

大変評判のいい事業であると聞いておりますが、地域の1つのつながりといったものをどのように深めていくかというようなこと、一般教員の方の理解と意識、この辺がまだ十分でないので、そういったところの意識を高めて、効果的な事業を行っていくことが課題になっています。学校でも、ただ単に来てもらうということではなくて、学校側のねらいといったものを明確にして、この制度がより効果的に活用されるようにしていきたいと考えております。

3点目は「学校サポーター、学生ボランティア等の確保と有効活用」です。これも、新しく社会教育スポーツ課に移った事業です。学校サポーターについては、1月で271名が登録されてい

ますが、ほとんどの学校がこのサポーター制度を利用しています。学生ボランティアについては、直近のデータですと35校（小学校29校、中学校6校）がこの制度を利用しているということで、この有効活用ということからすると、もう少し進めなければいけないのかなと感じております。この人材確保ということで学生ボランティアについてはさらに各大学、またPR等を幅広く行って人材確保をしていきたいということですし、また登録人数の割に全体の登録されている学生ボランティアが使われているということではなくて、一部に偏っているような傾向もありますので、そういったところについても点検をしていきたいと思っております。

学校サポーターと学生ボランティアについては、予算の弾力的運用ということで、両方の制度に加えて部活動の外部指導員についても、1つの枠の予算で運営できるような形で、各学校で自由にこの枠内で活用ができるように図っていききたいと思っております。

4点目は「NPO等と協働したIT講習会の実施」です。今年度については、NPOと協働してIT講習会を行っていくことで協定を結んで、それぞれのNPOの独自性を出した講習会を開催していきたいと考えております。設備や機器等は区が提供する、講座の内容や運営はNPOが責任を持って行うということで協働していくという形をとります。

5点目は「青少年行政の検討」です。これは昨年度から課題になっていましたが、なかなか進められなかったものです。青少年健全育成にかかる事業で、似たようなものを整理、統合していく。主管課についても一度見直しをしていくということで、これは区長部局の児童関係課を交えて検討に入る予定になっています。

6点目は「スポーツ振興計画の策定、財団と教育委員会の役割の明確化」です。昨年度、スポーツ振興財団に個別外部監査が入りまして、そこでいろいろな指摘事項がありました。区と財団の役割の明確化、それから、スポーツ振興財団においても将来の長期計画の策定の検討会があり、その中で役割の明確化というものをしっかりしなければいけないのではないかと、教育委員会において長期的なスポーツ振興計画といったものがないので、その策定をしていく必要があるのではないかと、というようなことが指摘事項としてありました。これについて今年度取り組んでいきたいということです。

7点目は、昨年初めて実施した「ファミリー駅伝」です。この規模、内容の充実、拡大を図っていききたいということです。

8点目は「温水プール団体貸切枠の見直し、実施」です。温水プールの利用に関して6コース全面貸切りという時間帯があって、これについて当面の課題ということになっていたところ、高井戸については昨年度から話し合いを続けて改善を図ったところです。杉十については、今月から各団体との話を進めながら団体貸切枠を減らして、個人がいつ来ても利用できる個人利用枠の拡

大をしていきたいと考えております。

9点目は「中道寺鐘楼門の解体修理」です。平成5年に建築の部門で指定文化財になった中道寺ですが、解体修理を行うということで、今年度の予算補助ということで付いています。区教委と所有者でこの解体修理委員会を立ち上げて修理を行うということになっています。委員会は、4月17日に設立されています。

10点目は、「コミュニティ・カレッジの継続的实施と充実」です。人材育成・活用という新しい目的でコミュニティ・カレッジを昨年度の途中から始めたわけですが、今年度についても、行政のニーズや地域のニーズに合った事業を効果的に進めていきたいと考えております。また講座の運営についても、NPOとの協働を図っていきたいと考えております。

もう1つのコミュニティ・カレッジの大きな課題としては、全庁的に、区長部局も含めて考えられている人材育成・活用システムの整合性をどう図っていくか、特に人材バンク等との関連をどのようにしていくかといったところを明確にしていくということです。以上です。

中央図書館長 私から中央図書館の重点課題について、3点に絞ってご説明します。

区では、現在中央図書館を中心に10館の地域図書館でサービスを展開してきているところですが、さらに3館の新設を予定して、サービスの充実を図っていく計画です。図書館を取り巻く環境が大きく変化している中で、図書館には今後、区民の皆様から新たなサービスの展開が期待されている状況です。

それらを踏まえて1点目は「図書館運営のあり方について」です。昨年6月、スマートすぎなみ計画に基づいて図書館運営のあり方検討委員会を設置いたしました。これまでの図書館の果たしてきた役割を踏まえ、今日の図書館を取り巻く現状や課題の幅広い視点での検討を重ね、これからの図書館の役割を明確にして、新たな機能と今後の運営体制について、ただいま最終のまとめをしているところです。まとめができましたら、教育委員会にもご説明をしながらご意見を伺ってまいりたいと考えております。今年度は、この検討委員会の報告を踏まえ、民間活力の活用をはじめ、NPO、ボランティア等の協働による顧客指向の図書館運営を目指して具体化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「図書館の休館日の見直し」は、1点目の「図書館運営のあり方」にも関連してきます。現在、すべての図書館の定例休館日が毎週月曜日です。第三木曜日は、職員は出勤しておりますが、館内整理日となっております。年末・年始は12月28日から1月4日で、すべての図書館の休館日となっておりますが、平成14年度からは、祝日法に規定する休日が月曜日に当たるときは開館し、翌火曜日を休館としていたという状況ですが、最近、区民の皆様から月曜開館への要望が大変高くなってきています。また住民満足度調査においても、月曜日の利用あるいは休館日

をずらしてほしいとの要望が多くなってきているので、今後は、区民の皆様がより利用しやすい図書館にしていくためにも、抜本的な見直しを緊急の課題として取り組んでいきたいと考えております。

最後は「(仮称)方南図書館の開設準備」です。方南泉地区は図書館未整備地域になっていて、本年3月に廃園になった方南幼稚園(方南1丁目51番2号)の跡地に保育園と併設で「(仮称)方南図書館」を建設する計画です。今年度は、基本設計、実施設計、建物の取り壊し、遺跡の発掘等が予定されています。今後は地域の皆様、教育委員の皆様、図書館協議会の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、NPOとの協働による運営や特色ある図書館として具体化に向けて取り組むよう、ただいま準備を進めているところです。

「(仮称)方南図書館」は、現段階では平成17年度に開設予定です。工期は、土地が約1,800平米あるので12カ月ほどかかります。保育園と併設ですので、そういった点も踏まえて魅力ある図書館を作りたいと考えております。以上です。

委員長 各課についてご説明いただきましたが、若干、質疑に時間を割かせていただきます。

既に今年度の予算や平成14年度の各課の対応の結果ということで、実績については報告がありました。それは委員協議といった形でやらせていただいております。私どもは、それを反映させてこういう形で出てきたと理解しております。

庶務課の課題からご質問等ございましたらどうぞ。

安本委員 4番の「読書活動推進計画の策定」です。本来であれば読書と言えば図書館と思うのですが、これはなぜ庶務課が受け持つのか、何か特別な意味があるのでしょうか。

事務局次長 もちろん図書館にも入ってもらっていますが、学校の関係もあっていろいろな課にまたがるということで、取りまとめとして庶務課が検討会の事務局をやっているということです。実際には図書館の方も入っているし、学校現場の方も入っているということです。どこがやっても別に構わないのですが、一応、いろいろな課にまたがるということで庶務課ということにしております。

中央図書館長 児童館や学校ももちろんですし、家庭、地域もすべて含んでいますので、図書館も入っていますので公共施設を含めて、いま次長が申し上げたとおりです。事務局は図書館と庶務課とそれぞれまたがって、教育委員会だけでなく、関係する課も入って計画を作っているということです。

安本委員 もしかすると中央図書館の所に4番で入ってもよかったと、そのようにとってよろしいですか。

中央図書館長 それは図書館運営のあり方の所にも、報告書の中にも含んでおりますので、そこに

まとめて入れているという認識です。

大蔵委員 何えたくさんありますので、またそれぞれの課と教育委員と話し合うといったことにしたほうが進むのではないのでしょうか。いまのように、関連しているものがたくさんあるのです。私個人としては、伺いたいことはたくさんあります。しかし、それをここでやっていたらとてもできないでしょう。

もう1つ、社会教育委員についてもいろいろありましたが、それと同じように、ここには責任者として課長さんがおいでになっていますが、課の方と一緒にお話をするほうがいいところもあると思うのです。そういう機会を作っただければもっと話が進むと思うのです。

事務局次長 2番目の懇談会の持ち方は是非ご意見を伺いたいと思います。課題については、すべて1年間の主な事項を挙げております。今日ここでご意見を伺ったことがすべてではなく、細かい点については、その都度またご意見を伺うことになります。今日は、全体の計画上のことをお示ししたということです。

委員長 では概観ということ、簡単なことで質問を中心をお願いしたいと思います。

私からお聞きします。庶務課の所に「アクションプランの見直し」とありますが、この「見直し」という言葉が引っかかるのです。スタートしたばかりですぐに見直すというのは、少し早過ぎるのではないかと思うのです。ある経過の線でいって、その中に見直しを含むというような表現のほうがいいと思うのです。

事務局次長 おっしゃるとおり、これは全面的な見直しということではないのです。一応、1年間の結果を見て補充をしたり若干の訂正があるかどうかその程度です。

委員長 3カ年ということですからスタートしているのです、3カ年が終わったら見直しに入っていると思うのですが、そのうちの1年が終わった時点でもう見直すというのは、計画論とすれば少しおかしいです。

大蔵委員 「見直し」という用語はおかしいのですが、ローリング・システムですから1年終わると新しい事態も出てきているでしょうから、それを追加してやっていくということなのでしょう。

事務局次長 全面改定ということではありませんので誤解のないように。

委員長 よろしいでしょうか。

次に、2の「学校運営課」について、概観的なことで何かありますか。

大蔵委員 私はあまり質問をしないつもりですが、あえて聞かれるならば、いちばん最初の「校長の予算執行権限強化」についてお聞きします。

先日ニュースを見ておまして、石原知事が校長先生をたくさん集めてお話をされていたときに、「予算を全部区が抱えているのはおかしい」と「区が全部自分の所で配分して校長に細かく言

っているのはおかしい」と言っていたのですが、私は、どちらかと言えばそれは東京都に言えることではないかと思っています。私は、以前から何回も校長の権限を強化したほうが良いと主張しておりますのでそれはそのとおりで、石原知事がそう思っているならばなおさらのこと、区に来た予算についても、できるだけ校長に発言をさせるようにしたほうが良いと思っています。

校長先生というのはどちらかと言うと、教えるほうのベテランの人が校長に登用されてきているので、お金の配分や管理などはあまり上手でない方もいらっしゃるでしょう。しかし、やらせなければいくら経っても上手になりませんから、やらせてみてあまり上手ではない人には指導をして、できるだけ校長先生がたくさん、自分はどうしたいから、そのとおりにやっているというように持って行っていただけないかと思います。

事務局次長 おっしゃるとおりで、いま私どもが校長権限を拡大ということで、執行権をかなり下ろしています。しかし、過渡期なのでしょうか、実際にはそれをなかなか有効に使いきれていないのです。校長の経営感覚の育成といったものが十分でないという面はあります。

ただ、おっしゃるとおり実績を積みながらやっていかなければいけないということ。もう1つは、都に対しても制度的な改善というのはいろいろな面での制約がありますから、都知事がそう言っているのなら、なおのこと要望していきたいと思っています。

大蔵委員 都知事は、「校長は社長なのだからやりなさい」と言います。お金の分はそう言いましたが、人事権はどうするのでしょうか。社長なら人事権を持っているわけで、それは東京都がガッチリ握っていて区にも渡さないでにおいて、そう言うのは少し違うのではないかと思います。ですから、都とのやり合いも含めて、是非強化をしていただきたいと思います。

教育長 全く異議はありません。石原知事は結構いいことを言うのですが。

大蔵委員 自分の所はそうならないのです。

教育長 そうならないのです。現に我々が、東京都の教育長との関わりがありますが、相変わらず固いのですから。

大蔵委員 自分の所で抱えたものは、こうやっているわけです。

教育長 都は、今回の校長の件だけでなく人事一般に関しても非常に固いのですから、区の思うようにはなっていません。むしろ区の思いを聞かないような雰囲気さえあります。石原知事の実態認識が甘いです。実態をご存じないです。

大蔵委員 私は、NHKのテレビで見えていましたが、あの時はそう言っていました。見ている人はみな、区はどこかでもらったものを全部抱えていると思っています。

教育長 ですから、逆にあの石原知事の発言を真正面から受けとめて。

大蔵委員 それをいただいて。

教育長 そうです。

大蔵委員 知事もそう言っているのだからやってくれと取ったほうがいいと思います。

教育長 23区の教育長会でそういうことを背景に迫りますので、これからもやっていきます。

ただ、学校の校長の裁量権はいいのですが、校長自身がリーダーシップを十分に発揮できていないと、相変わらず職員会議で「公平に予算を分けましょう」のようなことをやっているようではどうしようもないのです。校長先生の経営感覚と併せて、リーダーシップを発揮していただくように、これからも指導を強めていきたいと思います。

委員長 よろしくをお願いします。

宮坂委員 自分の考えを入れながら質問をすると切りがなくなってしまうので、この内容的な問題だけを少しお話したいのですが、(3)の「幼稚園の地域開放」というのは、幼稚園が終わって子どもたちが帰ったあと、その園庭を付近の住民に開放すると解釈していいのですか。

学校運営課長 基本的にはそのように考えております。幼稚園を地域に身近な施設として地域の皆様に愛していただくというようなことで、まだ幼稚園に上がっていないような子どもさんの保護者と子どもさんといったような方々を中心に。

宮坂委員 それは、公園化してしまうという考え方ですか。

学校運営課長 一般的に広く開放してしまうとそうですが、まだそういった段階にはなっていないのかなと思います。安全性の問題や施設管理の問題がありますので、基本的には幼稚園に関わり合いの深い未就園の子どもさん等を中心に活用していただければと考えております。

宮坂委員 もう1点お聞きします。これは私も驚いたのですが、まだ給与を口座振込にしていない学校の先生が多いということを聞きました。現金渡しにしているのは大体、何パーセントぐらいですか。

学校運営課長 口座振込をいただいているのは、93%ぐらいです。

宮坂委員 していないのには当然、それぞれ理由があるわけでしょうね。

学校運営課長 先生方の個人の事情や考えもありますので、基本的に労基法上給与は現金支給が原則です。むしろ口座振替のほうが、ある意味では例外的な措置だということなのですが、今の時代に現金渡しというのは、ほとんど官公省くらいしか残っていない状況で、この辺については支給事務の効率化ということも含めて、さらに進めていきたいと考えています。

事務局次長 労働基準法の法律の下で現金支給することになっています。

宮坂委員 拒否されたら、どうしても現金でくれと言えば、法的には拒絶することはできないということですね。

委員長 よろしいですか。

では次にまいります。3番目の「学務課」に関係することで何かありますか。

安本委員 (1)の「区立学校規模の適正化」はわかるのですが、突然「適正配置を見据えた」というところで、先ほど適正規模検討委員会のことをおっしゃいましたが、これはどういう意味を考えているのですか。

事務局次長 現在、検討している適正規模検討委員は、配置までは検討課題としてはお願いしていません。したがって、ここに書いてある我々の課題というのは、事務局として適正配置の学区域の見直しも、作業を開始しなければならないということです。もちろん日程的に合えば、適正規模の検討を受けてやるのですが、時間的な問題もありますので、作業を進めながら最終的には適正規模の検討との整合性を持った計画を作っていくということになります。

具体的には計画案そのものは今年度いっぱい、12月に適正規模の検討を受けて、3月ぐらいに基本的な方針を出していくという形になるかと思っています。具体的には平成16年になってから、区民の方や保護者の方に具体的な線引きを提示していくという日程になっていくのかという気がしています。

安本委員 ちょっとよくわからなくなってしまったのですが、「指定通学区域の見直し」というのは学区域の見直しのことですね。そこのところがわからないのですが、いま指定校変更制度というのを持っていますが、それとはどのような兼ね合いでいくのですか。

要するに、指定校になっていても通学指定区域になっていても、指定校変更制度を使えば別の学校へ行けるとというのが厳然とあるわけです。そうなりますと、浜田山小学校や高井戸中学のことを念頭に置いての計画だと思いますが、通学区域が変わっても行きたければ指定校変更制度で行けると謳っていますが、そこはどのようになっていますか。

事務局次長 変更制度は、当然に示された理由の中でしかできません。基本的には指定された学校に行っていただくということで、理由があれば違う学校に行けるという制度です。もう1点は、ご質問はありませんでしたが、隣接の学校で希望制があります。その場合も含めて、希望制の場合も枠を決めるということがあります。指定校制度や希望制があっても、通学区域を適正にしていくというのは、教育側としては考えていかなければならない課題だということです。

安本委員 「学校給食内容の充実」のところで、民間委託にしたところはお皿が3種類出てくる、デザートスプーンがついたなど、いろいろなことで改善になっているのですが、それ以外の直営方式でやっている所は、いまだにカレーを食べたスプーンで皿にのっていないキウイを食べるといふ、一般家庭では考えられないようなことがまかり通っているのですが、そういうことについての充実もお考えになっっていますか。

牛乳を瓶から飲むというのが私はどうしても気になるのですが。食育という教育以前の問題だ

と思うのですが、これを学校がやらせているということがどうしても考えられないのです。そういうことも充実の中に入れていきますか。

学務課長 具体的には、牛乳の飲み方、瓶について今年度どうしても改善しなければならないとはなっていません。一般的に今まで食器を使う点数については、いろいろな衛生管理や学校の器具の労働条件などの中で、職員団体と話をして一定のルール化を図ってきた中で、いま実施されているということだと思います。ただ、そのルールが絶対かということについては、私個人の見解を言えばもっと変えていく必要があるのではないかと思います。

牛乳についてもコップに入れるというのがありますが、それについては食器の使用点数が増えるということがありますので、全体として給食の多様化あるいは多様化を支える環境の整備という点については、いろいろな考え方がありますので、率直に問題提起をしていくべきだと思います。

安本委員 是非考えていただきたいと思います。牛乳のこともそうなのですが、食器をいくつ出すかというの、どうして子どもにしわ寄せがいくのですか、私はそのところがちょっと理解できないのです。

教育長 ただ学校給食というのは、狭い給食調理室という環境の中で、しかも一定の時間内に大変に多数の子どもたちに給食を提供するという前提条件があります。その中で食器の点数を6点や7点が現実的に可能かと言えば、レストランではありませんので不可能だと思います。そういう条件の中でやっているのも、もしそのことで疑問符があれば学校給食そのものの見直しが必要です。例えば、牛乳を出しましょう、コップも出しますと。それからお弁当を自宅から持ってきてしょうというように、給食そのものの概念を変えていかないと現実的に今の話は困難だと思います。

大藏委員 私も全くそう思います。保管をする場所も1点増えれば戸棚も相当に増えます。それから、洗って常に衛生上問題なく出さなくてはならないというのも大変だと思います。牛乳などについても、今のそれと近いです。例えばコップは自宅から持ってきて下さい、それを自分で洗いなさいと、そうであれば1つできるかもしれないです。

牛乳の瓶から飲むというのは、駅などでも買った飲料水のボトルを、自動販売機から出てきたそのまま飲んでいるのです。ただ自分の家で飲むときに、瓶のまま飲むというのはちょっと不自然かもしれませんが、外で1回や2回そういうことがあるのは、それほど抵抗があることではありません。そのための手間や洗うなどの衛生管理を考えると、とてもできないと思います。

宮坂委員 私も大藏委員、教育長のおっしゃったことは当然だと思います。担当者は非常に厳しいと思います。ただ、食というのは文化の1つであり、特に学校の給食というのは広い意味で教育

の一環だと思いますので、担当の方はそういう面の配慮ということも考えながらやっていただきたいと思います。その結果として瓶がいいかどうかという具体的な問題についてはちょっと私もわかりませんのであえて申しませんが、安本委員が言われた気持もよくわかりますので、そういったものも考えていく必要があると思います。

それと今ちらっと「お弁当を」という話が出ましたが、私は親子の結びつきを強くする意味で、お弁当の日というのもあってもいいのではないかという気持を個人的に持っています。ですから、その辺を踏まえて学校給食というものを考えていただければありがたいと思います。

安本委員 民間委託にしてだんだん変わってきているのです。例えばお皿が3点使える、スプーンが増えたなど。ですから私は民間委託が始まってから、直営の方式でもそういう方向へ近づけていくことができると思いました。例えば、スプーンにしてもキウイなどの切ったフルーツをそのままお皿の上にのせるのではなく、できれば小さいお皿にのせるというように近づけていっていただきたいと考えて申し上げたことです。

学務課長 一定の制約がありますから、無尽蔵に増やしていくということが当然できないのですが、現行の熱湯保管庫や食器洗浄器など、学校の食数にもよりますが、そういう中で可能な限り多様化していく、使用食器の数も増やしていく、そういう中で対応していく。それが全部、例えば5点、6点ということにはならないと思いますが、そういう工夫はこれからもしていくべきだと考えています。

委員長 今後、併せて検討してください。

次に、4番目の「施設課」について何かありますか。よろしいですか。

では、5番目の「指導室」関係について何かありますか。

安本委員 去年もお聞きしたのですが、フレッシュ補助教員は小学校だけを対象にしたようなのですが、中学校はどのようになっているのですか。

指導室長 今年度の予算では今は小学校だけを対象に考えています。その実態、あるいは中学校で希望等も研究しながらということですが。

事務局次長 実際の問題は中学校の場合、教科です。入れるなら、どの教科にするかなどといろいろあります。小学校の場合は職員教員の高齢化ということもあり、やはり若い先生方が入っていくことに子どもたちの期待が大きく、大変に効果が上がっています。小学校だけという形で、中学校までは考えていません。

安本委員 すごく評判が良いのです。どこへ行っても伺うので、これはすごくいいことだったと思うのです。ならば中学校に行くと思ったままで、もしそういうことがあればいいのではないかと思います。

学校のホームページについてですが、あまりおもしろくないのです。いくつかあるのですが、私も1回見ましたけれど、また見ようという気にならないのです。ホームページを作る先生を研修することも大事だと思うのですが、学校の先生は大変に忙しいのです。作った先生とお話したときに、やってはいけないこともあるし、やっていいこともあるので、よくわからないとおっしゃっていたのを聞いたので、例えばホームページを作る専門の人がいますので、ここをこうしたらどうかというアドバイスをする方がいれば、もう少しいいのではないかと思います。

指導室長 おっしゃるとおりです。区民の方からも、数カ月全然更新されていないというお叱りをいただいています。確かにいま安本委員が言われたとおり、学校によって非常に技術の高い教員のいる所についてはそれなりに出来ているのですが、なかなかそれが一律にはなっていないということです。私どもとしても、例えば地域人材の活用を図るなど、ご専門の方も大勢いらっしゃるわけですから、そういう外部の力もお借りしてより良いものを作っていくようにという方向で学校指導していきたいと考えています。

教育長 これなどは、本当は地域で、学校ごとに「親父の会」みたいなものがあったり、あるいはNPOみたいなものがあったり、学校単位に地域で保護者が中心になるのがいいのかと思うのです。そういうところで学校ホームページを独自で立ち上げて、学校をクリックするとリンクがあって、リンクで取るといろいろなことが見えてくるというような手法も、地域の方々の知恵と工夫でやれることも、これからは考えていいのではないかと思います。確かに学校の先生は忙しすぎるし、大変だと半分思います。先ほどもちょっと見たのですが、4月になって校長先生が変わっているのに、古いままだとがっかりします。

安本委員 あれは新しい情報が入るということで成り立っているわけですが、今回は見たくないということになってしまうので、もったいないですね。

教育長 指導室長も一生懸命にその辺を考えているようですから。

大蔵委員 学校でも、ホームページを担当する先生というのは限られているのだと思います。ですから、その人の負担が非常に大きくなるのだと思います。

教育長 いろいろな手法の組み合わせで、みんなで支えればいいなと思います。

宮坂委員 民間講師の件ですか、先ほどのご説明では今年は拡充していくという話だったのですが、私も昨年高南中学を1回見学させていただき、なかなかおもしろかったのですが、これはたまたま来て1時間受け持って講義させる、その機会を増やすという程度に拡充を考えているのか。できればゆくゆくは、担任までは無理であっても、例えば英語なら英語、数学なら数学の教科で1年間クラスを持たせるというのは無理があるのですか。

指導室長 現段階で考えている拡充と申しますのは、受け入れ校の実数を現実的に増やしていくと

いう考えです。教科については、昨年度数学ということで実施したのですが、現段階ではその他の教科というところまでは、ちょっとまだ研究の余地があるのかということです。したがって今年度については、教科も昨年度同様、数学で、比較的数学というのは指導効果が早めに結果に現われやすいのです。今年度は昨年度を踏襲して、数学ということで、その結果を見てその先は検討したいと考えています。

宮坂委員 単発的に授業をそのときに受け持つということで、継続性は特にないのですね。

指導室長 単元というのがありますので。ここの単元をということで、ある程度単元で分割できますので、たまたまある日突然来て、そこを1時間だけという発想ではありません。

事務局次長 いま宮坂委員が言われた、1年間外部の人に英語なら英語をやってもらおうというのは今の制度上は無理なのですね。

教育長 無理ではありますが、ある程度の継続は必要だと思います。去年も子どもたちの感想文を何十枚か読ませてもらったのですが、とにかく楽しくておもしろくて、この先生がずっといてくれればいい、少なくとも今年中いてほしい、また会いたいなどという感想文をいっぱいいただきましたので、少し継続性があるといいと思います。

委員長 私からもたくさんありますが、我が区で40年ほどずっとやっている「奨励研究発表会」というのがありますが、最近多少マンネリになってきている側面があるのを私は感じるのです。何か以前の実績をお聞きすると、すごく杉並のテーマや成果が光っていて、全国的に注目されて何千人も集まってきたという噂も聞きます。ですから、私たち大学関係ですと、テーマの設定というのはまず、大きな問題になってくるわけです。テーマをどうやって決めるのかというのは大きく成果にまで結びつく問題で、これが現在おかれている意味をよく検討してテーマを選ばないと、単なる処理に終わってしまうのです。

テーマは随分影響すると思うのですが、そこから始まって取り組む姿勢やいろいろなことに魅力が出てくると思うのですが、もう少しアトラクティブな魅力的な研究発表会であってほしいと最近思うのです。ですからどちらかというと、そのときに選ばれる講師に光が当たる感じがあるので、もうちょっと内容でいってほしいという気がします。今まで環境教育やITなど、何か1つあったのですが、それを乗り越えて次にどこへ行くかという話です。どのように杉並の実績を世に問うかということで、その辺が少し転換期かという気がします。

指導室長 研究会については、継続的に指導主事を派遣して本来の研究を指導するために、委員長からお話いただきましたことも含めて進めていきたいと思っています。

教育長 この期に及んで、総合的な学習の時間の使い方についてなどというのは、もう1年も経っているのだから、そういう研究の努力みたいなものがピンとこないのです。

委員長 2,000人、3,000人、今出ている助言者だけで言っているのではなく。

教育長 助言者などもそうではないですか。相変わらず文部科学省系の方だったり、学大系の方であったり、助言者などもある種のパターンがあるのかと思います。もっといろいろな方が世の中にはいらっしゃるの、おもしろい方を入れればいいのと思うことがあります。別に悪いというわけではないのですが、どうも文部科学省系が多いですね。

委員長 他にはよろしいでしょうか。

よろしければ次に進みます。6番目の「社会教育スポーツ課」の関係について何かありますか。

安本委員 学校教育コーディネーターのことなのですが、先ほど地域と学校をつなぐのはアクションプランによると、パイプ役という精神で、学校教育コーディネーターがあると聞いていましたし、今もそう思っているのですが、先ほど地域とのつながりはどうしていくかというのが課題だと言われたのですが、現在、何か課題に入れなければならないような問題が起こっているのですか。

社会教育スポーツ課長 基本的にコーディネーターの方は地域の方ということなのですが、それ以外に自分でいろいろなプログラムや別の人のネットワークを持っていて、それを提供していくというパターンも、学校教育コーディネーターの中にはあるということなのです。その辺りで地域とのつながりというのを、そこの地域の人材を学校に結びつけていくという点では、どのようにやっていくかというのを今年度の新しいパターンとして、必要な部分が出てきているということだと思うのです。

安本委員 それを新しくコーディネーターになられた方がおひとは個人ですが、2人で来た先生はNPOですね。前になられた方もおひと方がNPOを組織していらっしゃいますが、NPOでやっているからそういう課題が出てきたということなのですか。

社会教育スポーツ課長 NPOというよりはそのやり方です。内容とどういう仕組みでやっているのかという中で、地域の新しく例えば推進校などに入った場合に、どうやってその地域と結びつけてやっていくかというところが今までの中にはないのです。今まで拠点校と言われていたようなところはすでにそれを活用して、学校を地域で盛り上げていくというのがあったのです。

新しいところで、そういったものが希薄なところについては、もう少し地域の中で、その学校とどう結びつけていくかという仕掛けを作っていかなければいけない、という部分も出てくると思うのです。ですからそういう意味で、別にNPOだからという意味ではないと思います。

事務局次長 今うまくいっていないという意味ではなく、これは永遠の課題なのです。やはり地域で学校に結びつけていく。人材を学校の中に入れていく、そのパイプ役をいま果たしているのです。それは個人の段階で終わってしまわないで、それが面としての広がりを持っていてほ

しいというのが要望です。これは永遠の課題として、コーディネーターの役割としてお願いしていくという意味です。今はうまくいっていないとか、端的にはもっとやってほしいという意味合いが入っているのです。

安本委員 地域と学校と家庭で育てると。先ほど教育長もおっしゃったホームページにしても地域の人、保護者の人が力強く押してくれればという考え方が基本的にあると思います。そういう意味で、もちろん有効な方法はいくらでもあると思いますし、なるべく使うべきだと思いますが、元々コーディネーターの考え方は、地域と学校を結ぶということを私は認識していましたし、そのようにご本人たちも思って活動していると思います。いろいろ聞いていますし、ちょっと課題になるというところが気になります。

委員長 スポーツ振興計画というのを策定することは本当にいいと思うのですが、次年度でいいのですが、杉並は文化振興計画というのをまだ作っていないのです。区長部局とも関係すると思うのですが、法律ができたのだからそれを含めてマスタープランを作るべきだと思うのです。

社会教育スポーツ課長 おっしゃるとおりで、教育改革アクションプランでかなり具体的なものを先に出してしまったということがあり、当初は社会教育振興計画ということで文化、スポーツ両方にまたがるものやっぺいこうということだったのですが、アクションプランが先になったので順序は逆になったけれども、社会教育に関する部分についてもやっぺいこうということです。

文化については、区長部局ともいろいろ文化交流協会との役割分担や、文化交流課との関係があります。これは区長部局でも重点課題ということで出していますので、教育委員会の部分も入ってその辺を検討しながら区全体として作り上げていく、そういう作り方になってくると思います。スポーツの分野については私どもで作っていくことになると思います。

委員長 社会教育のマスタープランに当たるもので、もっと重視しなければならないと思うのです。その辺が区長部局と教育委員会とがうまく接合していないのです。

社会教育スポーツ課長 役割分担について、明確になっていないところがあつて。

委員長 総合的なものがないのです。

社会教育スポーツ課長 その中で役割をきちんと位置づけなければならないということがありますので、これは今年度進めていくということになっています。

委員長 7番目の「中央図書館」について何かありますか。

宮坂委員 (2)の「図書館の休館日」について、先ほど月曜日と木曜日というお話を聞いたのですが、サラリーマンなどは夜に使いたいという声もあると思うのですが、管理が大変だとは思いますが、毎日でなくても夜の開館というのは考えていないのですか。もう1点、これは前にも1度伺ったことがあると思うのですが、図書館に揃えてある本の内容はどのような基準で決めている

のか、何か基準みたいなものはあるのですか。官庁が考えているのか、選定委員みたいなものがあるのかどうか、ベストセラーで何万部以上のものを入れるのか、もしあればお聞きしたいのですが。

中央図書館長 まず、夜の図書館の開館は、祝日、日曜日とカレンダーが赤い日はただいまのところ9時から17時までですが、あとの日は20時まで開いています。それらも踏まえて時間についても、いま宮坂委員からお話があったように少し時間を延長してほしいとの声もありますので、特に日曜日などはそのような点を踏まえて考えてまいります。

それから、本の選定基準はきちんと認定基準の要領があり、選定委員会を設けています。そして地域図書館、中央図書館を含めて分割収集をして、それぞれのランクに分けてなるべく多くの選定ができるようにはしていますがまだ課題があります。特に区民の方のリクエストにこだわっていますと、ベストセラーが3カ月待つ、6カ月待っていることもありますので、その辺もすべて選定の基準について、特にベストセラー本については蔵書数を十分にする。また、幅広く図書館としてしか集められない本もありますので、そういう基準等もきちんと見直しをしていきたいと考えています。

宮坂委員 選定委員というのは決まっているのですか。

中央図書館長 選定委員は中の職員で、それぞれの図書館から選定委員が出てきて毎週選定委員会を設けています。

宮坂委員 今は職員ですね。

中央図書館長 はい、そうです。

委員長 では、よろしいですか。先ほど大蔵委員が言われましたが、まだ各論でそれぞれの課について、お願いすることや希望などがたくさんありますので、また今日の委員会だけではなく、事後に対応させていただきたいと思います。別途いろいろなご意見等よろしくお聞きしたいと思います。

今日のご熱心にどうもありがとうございました。本日の委員会を終了いたします。